

中央区立中央小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条には、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」といじめを定義している。

この定義を踏まえ、いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見及び早期対応をいう。以下同じ。）を図る。また、いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してあってはならないものであることを児童に認識させ、いじめを生まない学校づくりを推進する。さらに、いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた児童の生命を保護し及び心身に受けた影響から回復を図ることが特に重要であることを認識する。

(2) 学校及び教職員の責務

本校は、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置き、保護者・地域、関係機関と連携し、学校全体でいじめ防止等に取り組み、問題に適切に対応する。

2 いじめ防止等策定のための組織の設置（学校いじめ対策委員会）

(1) 「いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「中央区いじめ総合対策（改訂版）」に基づいて、本校におけるいじめ防止等の取組についての基本的な方向、内容などを「いじめ防止基本方針」として定める。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、法第22条の規定に基づいて、「学校いじめ対策委員会」を組織する。

【目的】

いじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童を組織的に守り通す組織を徹底し、実効的に行う組織がいじめに関わる情報の共有化と組織的対応の核とし、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、保護者・地域・関係機関と連携して、社会総がかりでいじめ問題に向け取り組むため。

【構成員】

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーや専任教育相談員とする。

本委員会は、定期的開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報を共有したり、各事案への対応方法を協議したりする。事前に被害の児童への支援、加害の児童への指導、周囲の児童へのケアについて、教職員の役割分担を明確にする。

なお、重大事態への対処への調査の実施に当たっては、公正中立であることを確保する上で、第三者の立場である学校評議員や外部評価委員など、学校の教職員以外の者を入れる。

(3) 学校サポートチームの設置

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、子ども家庭支援センター、児童相談センター、警察署、児童館等の関係機関と連携した学校サポートチームを設置する。

3 段階に応じた具体的な取組

学校は、学校の設置者と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

(1) 未然防止のための取組

①「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成

- ・あいさつキャンペーンや、なかよし班の活動等により、日常からコミュニケーションの交流を図れる学校づくりを行う。
- ・授業規律の厳守、教室環境の整備等により、ルールを守る意識を高揚させる。

②道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・道徳授業地区公開講座と連携させ、「生命尊重」「思いやり」に関する授業公開を行う。
- ・なかよし班を活用し、協働して行う集会や清掃活動等を通して、互いを思いやる態度を培う。

③保護者への意識の啓発

- ・保護者会で学校の「いじめ防止基本方針」を周知し、理解と協力を得る。

(2) 早期発見のための取組

①アンケート調査の実施

定期的なアンケート調査は、早期のいじめの実態把握と児童がいじめを訴えやすい仕組みの一環として、年3回実施する。

②教育相談の実施…全児童を対象とした教育相談を充実させる。

【全員面談】第5学年児童を対象にスクールカウンセラーによる全員面談を実施し、必要と感じる児童にはカウンセラーと担任が連携して個別相談や指導にあたる。

【教育相談機関の周知】区や都の相談機関を周知したり、本校勤務の都と区のスクールカウンセラーによる面談・相談・指導等の支援をしたりする。また、学校便り・ホームページなどを通して教育相談日を周知する。

③連絡帳などの活用

連絡帳などを活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

各担任は発達段階や実態に応じて児童の心身の変化や、保護者からの連絡帳や電話などによるメッセージから、一人一人の児童のいじめのサインを見逃さない。そして、学校での相談を怠らない。

また、7月、12月に個人面談期間を設け、保護者とともに児童の心の成長を見取り、気になることがあればすぐに「学校いじめ対策委員会」など組織で対応する。

④いじめに関する研修の実施

いじめに関する研修を実施し、いじめに関する教職員の資質向上を図る。

【教職員の共通理解】

- ・年間3回、いじめに関する研修会で、人権教育プログラムなどの資料を活用し、日々の指導を振り返り、いじめにつながる言動などが無いように共通理解を図る。また、いじめに関する授業を年間3回以上実施することを周知する。

- ・毎週金曜日の生活指導夕会で、いじめ等に関する情報交換を行い、いじめに関する基本的事項の理解や対応法の共通理解を確かなものにしていく。

【児童理解の推進】

- ・スクールカウンセラーと担任・専科教員、主事と連携を密にし、多角的に児童を見守っていく中で情報交換を行い、一人一人の理解を深めていく。

- ・適宜、スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーターからの助言・指導を受けることで、教育相談や児童理解の在り方を確認していく。

(3) 早期対応のための取組

- ①教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為、子どもの様子で気になることを見聞きした場合は、速やかに管理職に報告する。
- ②校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童などに対する指導と、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- ④校長は、必要があると認めるときは、いじめを受けた児童の心のケアと安心して登校することのできる措置を講じる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法 28 条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の意義を踏まえ、年間 30 日間を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童の状況等個々のケースを十分把握する。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態として捉える。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どの様な様態であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したか等の事実関係を明確にする。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校はいじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明をする。また、教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。